

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第1回枚方市都市計画審議会	
開 催 日 時	令和5年9月15日（金）	13時30分から 16時00分まで
開 催 場 所	別館4階 第3委員会室	
出 席 者	会長：岡委員 会長代理：熊谷委員 委員：阿部委員、若狭委員、山野委員、高田委員、山條委員、 岡崎委員、三上委員、松本委員、堤委員、奥野委員、 岡市委員、東委員	
欠 席 者	委員：上山委員	
案 件 名	<p>【審議案件】 議案第1号 東部大阪都市計画地区計画の決定について</p> <p>【報告案件】 報告案件1 区域区分及び用途地域の一齐見直しについて 報告案件2 村野駅西土地区画整理事業及び 茄子作土地区画整理事業等の都市計画について</p> <p>【その他】</p>	
提出された資料等の 名 称	令和5年度第1回枚方市都市計画審議会議事次第 令和5年度枚方市都市計画審議会委員名簿 枚方市都市計画審議会関係法令等抜粋資料 令和5年度第1回枚方市都市計画審議会議案書 令和5年度第1回枚方市都市計画審議会議案書資料 令和5年度第1回枚方市都市計画審議会議案書資料（別冊） 令和5年度第1回枚方市都市計画審議会報告案件資料	
決 定 事 項	審議案件について、原案のとおり承認	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	3人	
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部都市計画課	

審 議 内 容	
岡会長	<p>本日は御多忙の中、審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また暑い中、皆様、ありがとうございます。定刻となりましたので、令和5年度第1回枚方市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、事務局より委員の出席状況の報告をお願いします。また、今年度第1回の審議会となりますので委員の皆様及び市の出席者の紹介もあわせてお願いします。</p>
堀井都市計画課長	<p>本審議会の委員総数は15名でございます。本日は委員総数の半数以上14名に御出席いただき、枚方市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、審議会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。枚方市都市計画審議会条例第3条第2項第1号による学識経験のある者といたしまして委員をお願いしております、会長の岡委員でございます。会長代理の熊谷委員でございます。続きまして、阿部委員でございます。若狭委員でございます。山野委員でございます。高田委員でございます。山條委員でございます。</p> <p>次に、第2号による市議会より御選出いただきました委員としまして、松本委員でございます。堤委員でございます。奥野委員でございます。岡市委員でございます。東委員でございます。</p> <p>次に、第3号による市民といたしまして委員をお願いしております、岡崎委員でございます。三上委員でございます。</p> <p>本日、上山委員でございますけれども、急用によりただいまのところ欠席というところになっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、枚方市の出席者を紹介いたします。副市長の小山でございます。理事の笠間でございます。都市整備部部長の中村でございます。同じく都市整備部次長の新田でございます。同じく都市整備部市街地開発課長の友田でございます。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
岡会長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しております。</p> <p>次に、本審議会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき原則公開としています。本日の案件を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件は</p>

出席委員	<p>ございませんので、本日の審議会は公開といたしますが、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡会長	<p>異議なしと認め、本日の審議会は公開とします。</p> <p>それでは、審議会の開催にあたり、市を代表しまして小山副市長より御挨拶いただきます。</p>
堀井都市計画課長	<p>傍聴の方がいらっしゃいます。</p>
岡会長	<p>本日は傍聴願いが提出されております。傍聴を認めたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡会長	<p>それでは、傍聴人に入場していただきます。傍聴人が着席するまで暫く休憩といたします。</p> <p>(暫時休憩・傍聴人入場)</p>
岡会長	<p>傍聴人の方へお伝えします。審議会の円滑な議事進行のため、拍手、発言、私語等は一切禁じております。携帯電話やスマートフォンも電源を切るか、マナーモードに設定していただき、録音や撮影等は御遠慮ください。以上、遵守されない時は、退場していただく場合もありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、審議会の開会にあたり、市を代表しまして、小山副市長より御挨拶いただきます。</p>
小山副市長	<p>令和5年度第1回都市計画審議会の開会にあたりまして一言、御挨拶を申し上げます。先ほど御紹介させていただきましたとおり、市議会議員の改選に伴いまして委員の一部改選がございました。委員の皆様方におかれましては、本市における将来のまちづくりの姿について、都市計画の観点から調査、審議していただく大変重要な役割を担っていただくということになりますが、引き続き御指導、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>さて、本日の案件でございますが、「東部大阪都市計画地区</p>

	<p>計画の決定」につきまして、御審議をいただきますとともに、これから都市計画の手続を進めてまいります「区域区分及び用途地域の一斉見直し」について、「村野駅西土地地区画整理事業及び茄子作土地地区画整理事業等の都市計画」について、御報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、過日実施をいたしました市長選挙の結果、伏見市長が3期目の市政を担わせていただくということになりました。これまで進めてまいりました持続可能なまちづくりをさらに展開していくため、委員の皆様方におかれましても、変わらぬ御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>甚だ簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしく願いいたします。</p>
岡会長	<p>それでは、お配りしております資料の確認とあわせて本審議会の主旨及び運営について事務局より説明をお願いします。</p>
堀井都市計画課長	<p>はじめに資料を確認させていただきます。</p> <p>議事次第、委員名簿、枚方市都市計画審議会関係法令等抜粋資料、令和5年度第1回枚方市都市計画審議会議案書、同じく議案書資料、議案書資料（別冊）、報告案件資料をお配りしておりますが、不足資料はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議事次第を御覧願います。本日は、審議案件1件及び報告案件2件を予定しておりますので、よろしく願いします。</p> <p>続きまして、主旨及び運営につきまして、説明します。はじめに主旨でございますが、お配りしております関係法令等抜粋資料の1ページ、資料1「都市計画法（抜粋）」をお開き願います。資料下段に着色しております都市計画法第77条の2に基づく法定審議会としまして、市町村が都市計画を決定する際や、都市計画に関し市長が諮問したい案件につきまして御審議いただき、承認や御意見をいただくものでございます。</p> <p>次に、運営につきまして、御説明申し上げます。4ページ資料3「都市計画審議会条例施行規則」をお開き願います。資料中段に着色しております第4条におきまして、議長は審議の内容を記録するため、会議録を作成するものと定めております。会議録に記載する内容は、会議の日時、場所、出席した委員の氏名及び会議の内容で、事務局にて逐語録の形式で作成した後、議長に御確認と御署名をいただいております。また、会議</p>

	<p>録では発言委員の氏名も含めて公開しております。</p> <p>最後に審議会の公開と傍聴でございますが、会議の透明性を高め、公正な運営の確保と市民参加による市政の推進に寄与するため、原則公開することと定めております。</p> <p>以上、資料の確認と審議会の主旨及び運営について、でございます。</p>
岡会長	<p>これより、議事次第 1. 審議案件に入ります。</p> <p>議案第 1 号「東部大阪都市計画地区計画の決定について」、事務局より説明をお願いします。着席していただいて結構です。</p>
堀井都市計画課長	<p>それでは、議案第 1 号「東部大阪都市計画地区計画の決定について」、御説明します。着席して、御説明させていただきます。本日は、お手元のタブレット端末を使いまして議案書、議案書資料及び議案書資料（別冊）の内容を御説明します。皆様よろしいでしょうか。それでは、説明を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の内容は 1. 都市計画提案制度について、2. 都市計画提案の内容について、3. 地区計画ガイドラインへの適合について、4. 都市計画の案について、5. 都市計画の手続の経過について、6. 今後の予定について、以上の順に御説明します。</p> <p>はじめに 1. 都市計画提案制度について、御説明します。都市計画法及び都市再生特別措置法に定められた、住民などによるまちづくりの取組を都市計画に反映させる制度といたしまして、記載のとおり、提案することができる者や提案要件が定められております。本案件は、市街化調整区域における開発手法として、都市計画法第 34 条に定められた立地基準のうち、赤字で示す第 10 号地区計画を定める都市計画提案書が提出されております。提案内容について、本市が定める地区計画のガイドラインへの適合などを確認し、庁内の枚方市都市計画提案調整委員会で検討を行い、都市計画決定の必要性があると判断したことから、提案の内容を踏まえ、本市において都市計画案を作成し、手続を進めてまいりました。</p> <p>ここからは、2. 都市計画提案の内容について、御説明します。提案区域は第二京阪道路に隣接する赤枠で示す約 3.2 ヘクタールの区域で、位置は杉三丁目 105 番外 89 筆です。提案者は大和ハウス工業株式会社で、権利者 24 名すべて同意が得られています。提案地区の現状と課題を整理しています。現状は</p>

大部分を農地が占めており、府道枚方高槻線の沿道に建物が立地しております。地区内の課題といたしまして、営農継続や乱開発の進展に対する懸念が挙げられ、地区周辺の課題として、慢性的な渋滞や交通安全性の確保が挙げられます。こうした地区の課題に対応するため、画面右の提案理由に示す地域産業の活性化、周辺環境の維持保全、交通渋滞の緩和を目的に、画面左の土地利用計画図が提案されています。既に土地利用のある青色のA地区には商業、サービス機能などを誘導し、黄色のB地区では産業利用として2階建て倉庫を新たに建築するほか、地区の南側には渋滞緩和に資する東西の区画道路や、環境保全及び防災機能を有する緑地、浸水被害を軽減する調整池を配置する計画です。

次に、3. 地区計画ガイドラインへの適合として提案内容の適合性を確認します。上位計画との整合においては、総合計画の施策目標及び都市計画マスタープランにおける位置づけに適合しています。また、本市が定める市街化調整区域における地区計画のガイドラインのうち、提案区域の類型は産業集積型に該当しています。表に示すとおり、ガイドラインに定める基準や基本的な考え方も適合を確認しております。赤枠囲いで示すのは、提案後の手続の中で適合を確認した項目です。実現性の担保を図るために、地区施設の整備に関し、令和5年6月16日に提案者の大和ハウス工業株式会社と協定を締結しています。協定書には、公共施設の整備内容や工程表を記載しており、適正な進捗管理が図られていることを確認しています。また、適切な地区整備計画となるよう、建築条例の制定を予定しており、提案内容が地区計画ガイドラインに適合していることを確認しています。

次に、4. 都市計画の案について、御説明します。都市計画決定の理由ですが、杉三丁目地区における乱開発や不良な街区形成を防止し、第二京阪道路沿道の交通利便性を生かした地域産業の活性化及び周辺の交通渋滞の緩和に資する良好な市街地形成を誘導するため、地区計画を定めるものでございます。

次に、計画書のうち、地区計画の方針について御説明します。名称は、杉三丁目地区地区計画、位置は枚方市杉三丁目地内、面積は約3.2ヘクタールでございます。地区計画の目標といたしまして、本地区は広域幹線道路である第二京阪道路に面しており、都市計画マスタープランにおいて沿道産業集積ゾーンに位置づけられた産業系土地利用に適した地区である。一方、第二京阪道路の開通に伴う交通流の変化により、国道307号をは

じめ、地区周辺の交差点において交通渋滞が慢性的に発生していることから、交通利便性を生かした地域産業の活性化を目標として、周辺住宅地と自然環境の維持保全を図るとともに、地区周辺の交通渋滞の緩和に資する地区施設の整備を行うとしております。

続きまして、土地利用の方針でございます。広域的な道路交通網の活用と地域の生活利便性の向上を図るため、流通などの産業系を主に、商業、サービス施設等の土地利用を図る。A地区につきましては、地域の生活利便性を向上する商業、サービス機能などの土地利用を図る。B地区につきましては、第二京阪道路による広域的な交通利便性を生かした産業系の土地利用を図ること、としております。

続きまして地区施設の整備の方針です。道路につきましては、第二京阪道路から本地区への流入を円滑に処理し、国道307号などの渋滞緩和のための区画道路を整備する。本地区の南側周辺住宅地の住環境保全を図るため、現道の市道杉渚線を含めた整備を行います。緑地につきましては、周辺の居住環境の維持保全及び景観との調和を図るとともに、災害時の避難活動機能として緑地を整備します。雨水貯留浸透施設につきましては、本地区周辺及び下流域の浸水被害を軽減するため、調整池を整備します。

建築物などの整備の方針です。周辺の居住環境に配慮し、第二京阪道路の沿道にふさわしい産業系施設の立地に適した市街地の環境を形成するため、用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限を定める、としております。

次に、計画書のうち地区整備計画について、御説明します。上段の赤枠囲み部分ですが、地区施設といたしまして区画道路、緑地、調整池を位置づけており、将来的な公共空地としての担保が図られております。地区の区分としまして、A地区、B地区としております。地区施設として、地区の区分につきましては、御覧の計画図に示すとおりでございます。緑地は緑色、調整池は水色で着色しており、その他の着色は区画道路をお示しています。既に土地利用のある部分をA地区、新たに倉庫を計画している部分をB地区として区分しております。

次に、建築物などの用途の制限について、A地区、B地区ともに住宅、学校、病院、ホテルなどを規制しており、倉庫や事務所、店舗などが立地可能となります。建築物の敷地の最低限度について、A地区は既存建築物に配慮して設定しており、B

地区は将来的な土地利用の細分化を防止するために設定しています。壁面の位置の制限について、A地区は敷地に接する歩道と一体的な歩行空間を確保する目的で設定しており、B地区は周辺の居住環境に配慮して設定しています。建築物などの高さの最高限度について、現状においても建築基準法により一定の制限がございますが、A地区は周辺の居住環境に配慮した設定としています。緑化率の最低限度につきまして、みどりの大阪推進計画に示す緑化の目標を満足するため、既存建築物に配慮しつつ設定しています。垣又はさくの構造の制限について、他の地区計画と同様の制限内容としています。

以上が都市計画の案の内容でございます。

次に5. 都市計画の手續の経過について、御説明します。地区計画の案を作成し、本年6月に地区計画等の案の作成手續に関する条例に基づく原案の縦覧を行いました。これは、地区内の地権者等を対象に行うもので、縦覧は6月12日から26日まで、意見書の受付は7月3日まで実施したところでございます。地区計画の区域内の土地所有者から意見書が1件提出されました。

意見としまして、今回の開発について、自然環境の破壊と悪化に大きな懸念を持っている。緩和対策として、十分な植栽による緑地化を強く希望する。樹木の植樹は将来的に管理に手間がかかるため、駐車場として利用する芝生をもって緑地帯に替えるという説明を受けたが、駐車場として使用する芝生では緑地帯の意味をなさない。この地域が開発によっても環境の悪化を防ぐことができるというモデルケースとなることを心より期待している。短期的な利潤や手間ではなく、次世代までを見据えた英知と誠意ある御対応をお願いする。

それに対する見解及び対応につきましては、緑地計画については、みどりの大阪推進計画に示す緑化の目標を確保するため、緑地や緑豊かなオープンスペースを整備し、良質な環境空間の形成に努めております。整備する緑地は、大阪府の自然環境保全条例に準拠し、約6割以上を樹林地として整備する必要があり、その他の緑地は災害時の避難機能の確保のため、芝生などで整備したオープンスペースや駐車場の計画を予定しております。本計画については、幹線道路の交通利便性を生かした土地利用を図りつつ、豊かな自然環境と調和する十分な緑地化が図られるよう配慮していく。この考えにつきまして、意見を提出された方に御報告するとともに、ホームページへ掲載し、周知に努めてまいりました。

	<p>続きまして、都市計画法に基づき、大阪府との協議を7月13日に完了した後、都市計画法第17条第1項に基づく都市計画案の縦覧を7月14日から28日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。なお、ホームページ上の縦覧により、計画の周知に努めたところ、縦覧期間中にホームページへのアクセス数は74件ございました。</p> <p>次に、今後の予定について、御説明します。本審議会において御承認をいただきましたら、地区計画の内容の実現を担保するための建築条例を9月の定例議会に提出し、条例の制定とともに都市計画決定の告示を行う予定です。その後は、提案者により、開発事業を実施する予定で、令和8年4月頃の倉庫の操業開始をめざされております。</p> <p>以上で、議案第1号「東部大阪都市計画地区計画の決定について」、の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ただいま、事務局より説明のありました議案第1号につきまして、御意見、御質問がございましたらマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。</p> <p>地区計画の目標のところは地域の国道307号の混雑具合になると思うんですけど、これが慢性的に発生していて、この開発をすることでどのくらい渋滞の緩和になるのかを教えてくださいたいと思います。</p> <p>参考資料の図面を元に説明させていただきたいと思います。新たに整備する府道枚方高槻線から第二京阪側道に向けた西向き一方通行道路、今、ピンクでお示してしている道路が今回新設する区画道路になっております。この区画道路につきましては、地域の課題であります国道307号、市道杉尊延寺線、この路線の渋滞緩和の一助となる道路として整備する予定でございます。令和4年2月に道路の交通量調査の結果を元に地区施設道路の整備による交通分散効果が検証されております。国道307号、市道杉尊延寺線の杉1丁目交差点から西側に抜ける車両が枚方藤阪線という都市計画道路に抜けていく動線と、さらに新設する道路のすぐ南側にあります市道杉渚線、これも交通渋滞を避けるための抜け道として利用されている道路でございます。さらに、各路線から合流した道路は、枚方高槻線を北上しまして、第二京阪側道を降りて杉中学校に抜ける、枚方</p>
--	--

	<p>藤阪線にまた抜けるという交通が現在ございまして、それらの交通量が今回新たに整備する区画道路の方に転換されるという風に想定しております。結果、国道 307 号の杉 1 丁目交差点から津田北町 3 丁目交差点、この間が交通量に対して信号処理できる量が限られておりますので、この新たな区画道路の整備で新たな道路で交通量が転換されることによって、わずかではあるんですけども、ここに表示されているとおり国道 307 号については渋滞緩和長が 30 メートル、市道杉尊延寺線については 90 メートル、渋滞が緩和されると想定しております。また、今年度末に市が整備しております都市計画道路長尾杉線、これが新たに整備されますとこのあたりの交通の流れもまた緩和されるという予測をしております。</p>
堤委員	<p>地元の方なら、もっとさくさくわかることなのかも知れないのですが、ちょっと図を見ながら御説明いただいて、国道 307 号、枚方でも結構 1 番の渋滞と言われているところを緩和ってということで、今まであった細い道を通っている方もこの一方通行でできるこの道を通ればもう少し安全に、通学路のところも安全にということとできると思いますので、渋滞緩和の方は引き続き様子を見ていただいて、今から整備する道路の方に集めていただきたいと思います。</p>
山條委員	<p>この意見書は縦覧の時ですよ。24 名の賛成の方のうちの 1 名の方ということですのでよろしいですね。その後、この意見に対してこの見解対応で御理解いただいていると、こういう解釈でよろしいですか。</p>
堀井都市計画課長	<p>個別に電話で御説明させていただきまして、御理解いただいております。</p>
高田委員	<p>さきほどの道路のお話しなんですけども、今回、新しくできる区画道路ですけれども、公道という取扱いになるんでしょうか。それとも私道ということですか、お聞かせ願います。</p>
堀井都市計画課長	<p>枚方市の方に移管されて公道になります。</p>
高田委員	<p>そうしたら、あの渋滞の緩和にすごく期待されている道路ということなんですけれども、管理のほうも枚方市さんがされるということで、よろしいでしょうか。</p>

堀井都市計画課長	その通りでございます。
山野委員	<p>ちょうど今この地図に出ているA地区とB地区の間の新しい道路なんですけど、これ結構今までも抜け道に使われている車多いですね。ここを西に抜けて第二京阪の下をくぐって、藤阪と山田池公園の南、そこに抜け道として使っている車が多いんですけど、これができることでさらに抜け道ではなくて、みんな堂々とさらに車が増えてくると、このA地区の南側に住宅建ってくるんですけど、こちらの方が渋滞緩和は理解したとしても騒音みたいな問題や苦情などは大丈夫でしょうか。</p>
堀井都市計画課長	<p>図の方で説明させていただきます。委員から御指摘いただきました生活道路、現在、抜け道となっている道路が地区の南側の位置にあります。この道路につきましては、現道3メートルから4.7メートルとかなり細い道路になっております。ところどころ歩道が抜けているところもございますので、今回の整備に併せて整備すると、それプラス、今回は新たに表示していません区画道路、これを幅員9メートルから10メートルで両側歩道整備して、新たに新設することによって、おっしゃったような南側の住宅に面した道路を走っていた車両につきましては、この新しい区画道路の方に誘導できればという風に考えております。なおかつこの緑地についても、南側の住宅との交通量が若干増えることによる緩衝帯としても活用できるのではないかと考えています。</p>
岡市委員	<p>6. 今後の予定というところで、新しく道を整備されて交通渋滞を緩和するということで、大変良いことかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいんですけども、私の方で一つ気になったところが令和8年4月頃に倉庫の操業開始っていうのが書かれてあるんですけど、これは倉庫っていうのは物流倉庫を想定されてるんですか。</p>
堀井都市計画課長	<p>最終的なエンドユーザーが確定したわけではないんですけど、一般的な物流とはちょっと違うのかなと思っております。</p>
岡市委員	<p>第二京阪道路沿い、物流に関してはやはり便利なところありますので、物流関係は非常に多く入ってくるのかなと思うんですけども、トラックが入ってくるとして乗用車とはスピード</p>

	<p>も曲がり方にしても交差点の渋滞もまったく変わってきますので。ただ新しい道が増えるから渋滞は緩和します、新しいトラックが今度入ってきてそれが原因で渋滞が増えるっていうことにならないようにね、その辺しっかりとちょっと今後考えていかなければいけないと思いますし、第二京阪沿いの特にやはり物流関係は今後も増えてくると思いますので、しっかりとその辺は議論していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
堀井都市計画課長	<p>交通量についてのお話があったかと思うんですけども、計画されていますのが1日約50台のトラックが出入りすると言う風に聞いていますので、周辺の交通量にはそれほど大きな影響は出ないのかなという風には予測しております。</p>
岡市委員	<p>私が言いたいのは、乗用車とトラックというのはスピードも違いますし、交差点で矢印が出て曲がるにしても乗用車とトラック、仮にこれが4tトラックになるのか10tトラック、どういったトラックが入ってくるのかわかりませんが、実際、第二京阪沿道の茄子作地区でもそうですけれども、物流倉庫が増えたことによって、交差点でかなり今長い渋滞が発生しております。ただ単に50台増えるからそこまで渋滞起きないだろうじゃなくて、乗用車とトラックというのは違いますので、その辺しっかりと加味して検討していただきたいと思います。</p>
松本委員	<p>先ほど岡市委員からも御発言ありました内容とほぼ同じなんですけれども、同じ意見を私も持っていますので、少なくとも市議会議員から2人以上は同じ意見が出てきているところを御認識いただければと思います、あえて発言させていただきます。まったく同じ意見でございます。</p> <p>あとほかの観点なんですけども今回、交通渋滞の緩和ということを中心にしておっしゃっていただけますけども、もちろん今おっしゃっていただいた観点での交通渋滞の緩和というのはあるのかも知れませんが、例えば、第二京阪と307号の交差点とあともうひとつ杉1丁目の交差点ですね、ここの交差点が2つ連続していることによって、この間が渋滞することによってそれ以外のところにも波及しているといった観点もあるんじゃないかなと、私も実際ここを使ったこともありますので、そういう風に感じます。もしそこが大きな渋滞の原因の一つと</p>

	<p>してあるのであれば、今回、この新しく道路がA地区の上に道路ができるというところでどれくらい解消できるかっていうのはちょっと気になりはいたしました。例えば、せっかくここまで交通渋滞緩和できますって言って住民の方の理解を得てやっているのに、もし住民の方々がこの信号が2個連続して、当初計画していたものよりも、たくさんの方が通っているせいで交通渋滞が起きているっていうことは解消されていないんじゃないかってなった時に、期待にちょっと応えられない可能性もありますので、そのあたりも御検討いただければと思います。以上です。</p>
堀井都市計画課長	<p>先ほど、堤委員から質問あった際にお答えした内容のとおりでして、交通分散効果によって現状の307号の渋滞は、若干でも緩和するんじゃないかという風に考えております。</p>
松本委員	<p>307号を西から東に行く方々が、この第二京阪と307号の手前のところで渋滞して、さらに杉1丁目のところで待っているというところは、分散効果のところに入ってくるのかというのが私は理解できなかったところがあります。あと、この17号線を上の方からまわってくる人達も、ここもかなり渋滞しますが、これも分散効果に入ってこられるのかなと思いますので、こちらもちょうとお伝えさせていただきたかったところです。</p>
山條委員	<p>南側に貯水池がございますが、これは今までの地区計画の中で初めての提案でしょうか。</p>
堀井都市計画課長	<p>地区施設としての位置づけは、初めてです。こういった開発の場合は、常に下流域への被害を軽減するために下水道部局からの指導によって整備することとなっております。</p>
山條委員	<p>どんどん田が減って、いわゆる貯留施設という機能が失われていく中で、地区施設としてこれは位置づけられていると、こういうことでございますよね。提案は大和の方からですか。</p>
堀井都市計画課長	<p>その通りでございます。</p>
岡会長	<p>私の方から一点、調整池の管理あるいは所有はどこになるんですか。</p>

堀井都市計画課長	これにつきましては、市の下水道部局になります。
岡会長	わかりました。その周辺の道についてもそうですか
堀井都市計画課長	道についても市の道路部局の管理です。
岡会長	しっかり管理していただけるということですね。
岡崎委員	調整池なんですけども、これはきちっと管理されて危険のない方法を取っていただけるんですね。子どもが落ちたりとか、そういう状況にはならないようにしていただけるということで、いいですね。
堀井都市計画課長	きっちり危険のないように指導してまいります。
岡市委員	最後に確認なんですけども、この目的として交通渋滞の緩和を本当にめざしてこれをやるのか、それとも倉庫建てますよっていうのがある中で周辺の道路整備が必要ですよねという形で行うのか、これはどちらなんですかね。
堀井都市計画課長	枚方市の調整区域における地区計画のガイドラインにもありますとおり、調整区域は基本としては市街化を抑制する区域となっていますので、そこを開発、新たに土地利用するにあたっては、地域で抱える課題を解決するっていうところが第一になっておりますので、そこを第一にしております。
岡市委員	渋滞緩和を第一に考えての取組という形でいいんですね。今後の予定では、将来的には倉庫って書かれているので、倉庫を建てるために周辺の道路を整備しようっていうのが目的じゃなくて、渋滞緩和するための目的だということ間違いないですね。
堀井都市計画課長	その通りでございます、まず今回の地区施設の方をまず整備してですね、それから開発、建物の建築に入っていくという手順になっておりますので、交通環境の改善と緑の確保というところも含めて計画しております。
岡会長	私の方からもう一点、計画図を見てますと出入口が一応設定されておりますけど、それはもう決定事項と思ってよろしいで

堀井都市計画課長	<p>すか。</p> <p>この道路と出入口の位置につきましても将来の道路管理者、警察等とも協議して現時点ではこの形で確定しております。</p>
岡会長	<p>一方通行の右折なんですね、だから問題なしということですね。わかりました。ありがとうございます。</p> <p>他にございませんでしょうか。よろしいですか。それでは御意見、御質問もないようですので、これで審議を終了したいと思います。</p> <p>それでは、お諮りします。議案第1号「東部大阪都市計画地区計画の決定について」、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡会長	<p>異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議事次第2. 報告案件に入ります。</p> <p>報告案件1「区域区分及び用途地域の一斉見直しについて」、事務局より報告をお願いします。着席していただいて結構です。</p>
堀井都市計画課長	<p>それでは、報告案件1「区域区分及び用途地域の一斉見直しについて」、御説明します。</p> <p>はじめに趣旨について、御説明します。都市計画により大阪府が定める市街化区域及び市街化調整区域の区域区分は、昭和45年に当初決定されて以降、8回にわたる一斉見直しなどを経て、現在に至っております。また、土地利用の制限などを定めた用途地域は、法改正により大阪府から本市へと権限移譲されたことに伴い、直近では令和2年度に一斉見直しを実施しています。大阪府では区域区分の次回一斉見直しを令和7年度に予定しており、本市もこれにあわせて、区域区分及び用途地域の見直し検討を進めるものでございます。</p> <p>次に、内容につきましては、資料にて御説明します。資料左、ピンク色で着色している枠内には区域区分を、資料右、青色で着色している枠内には用途地域に係る内容をお示ししております。はじめに、資料左、ピンク色の枠内を御覧願います。大阪府が示す区域区分の一斉見直しにつきまして、枠内、下段左</p>

<p>岡会長</p>	<p>の第9回区域区分の基本方針のうち、基本的な考え方としまして、小さい黒丸1点目、現行の市街化区域内で土地の有効活用を図り、無秩序な市街地の拡大の抑制に努めることを基本とすること。また、小さい黒丸4点目、災害リスクの高い区域は原則除外することなどが示されています。次に、枠内右側の1. 市街化区域への編入を検討する区域としまして、(ア) 新市街地として、都市計画マスタープランへの位置づけなど、3項目をはじめ、既成市街地、飛地、埋立地、2. 市街化調整区域への編入を検討する区域、それぞれの要件が示されています。こうした基本方針を踏まえた本市の取組といたしまして、上段の四角囲いのおり、(ア) 新市街地につきましては、土地区画整理事業などが予定されている地区の熟度等を勘案し、保留フレームの設定も視野に市街化区域への編入の検討を進めます。なお、保留フレームに設定された地区は、5年に一度の一斉見直しによらず、事業実施が確実となった時点で市街化区域への編入が可能となります。次に、(イ) 既成市街地につきましては、現行の市街化区域と一体的な市街地が形成されている地区などを対象に検討を進めることとします。</p> <p>次に、資料右側青枠の本市が実施する用途地域の一斉見直しにつきましては、中段の考え方のおり、区域区分の一斉見直しに併せて実施することを基本に、大阪府が示す用途地域の指定のガイドラインを踏まえることとしており、見直し検討の対象となる地域については、記載の8項目をお示ししております。これらの考え方に基づく、枠内上段の本市の取組といたしまして、令和7年度の区域区分の一斉見直しに併せて、都市政策に関わる法改正や上位計画などとの整合を確認し、用途地域の見直し対象地区の検討を進めることとします。</p> <p>次に、今後の予定です。本年7月にホームページ及び広報にて、区域区分及び用途地域の一斉見直しについて周知を行っております。令和5年度に見直し区域の検討、都市計画素案の作成を進めます。その後、令和6年度より都市計画手続を進め、本審議会及び大阪府都市計画審議会へ付議し、御承認いただければ、令和7年度中に都市計画の決定及び変更告示を行う予定としております。</p> <p>以上で、報告案件1「区域区分及び用途地域の一斉見直しについて」の説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま事務局より説明がありました報告案件につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いか</p>
------------	---

<p>岡会長</p>	<p>がでしょうか。特にございませんでしょうか。</p> <p>少し会議が長引いておりますので、換気のため5分間休憩をさせていただきます。</p> <p>(休憩)</p> <p>再開いたします。</p> <p>報告案件2「村野駅西土地区画整理事業及び茄子作土地区画整理事業等の都市計画について」、事務局より報告をお願いします。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>それでは、報告案件2「村野駅西土地区画整理事業及び茄子作土地区画整理事業等の都市計画について」、御説明します。着席して御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>はじめに、趣旨について御説明します。京阪交野線村野駅の西側及び第二京阪道路北側の一団の農地等の地区におきまして、それぞれの地区内の地権者が中心となり土地区画整理事業に向けたまちづくりに取り組まれており、計画的な市街地の形成を図るため、区域区分の変更をはじめ、用途地域の変更や土地区画整理事業の決定、地区計画の決定などについて付議を予定するものでございます。</p> <p>次に、村野駅西地区の都市計画の原案について御説明します。図面右側は、村野駅西地区の位置を地図上に赤丸でお示ししております。当該地は、図面左側に国道168号、右側に京阪村野駅が位置しています。赤枠は市街化区域に編入する区域、青枠が土地区画整理事業区域でございます。画面中央に必要な都市計画手続の内容を示しています。まず、大阪府が定める都市計画ですが、図面赤枠の区域を市街化調整区域から市街化区域に変更するため、区域区分の変更を行うこととしております。</p> <p>次に、本市が定める都市計画ですが、青枠の区域について、計画的な市街地整備を都市計画に位置づけるために、土地区画整理事業の決定を行います。土地区画整理事業を含めた赤枠の区域について、良好な土地利用を誘導するために、用途地域を第一種住居地域に設定することとし、併せて高度地区、準防火地域、地区計画、生産緑地地区を定めることにより、良好な市街地の形成を促進することとしております。こちらは、村野駅西地区の土地利用計画図を参考資料としてお示ししたものに</p>

	<p>なります。土地区画整理事業を実施する区域を青枠でお示ししております。 図面右側の京阪村野駅前には公園や共同住宅、スーパーなどの生活利便施設が計画されており、その周囲におきましては、住宅系の土地利用を計画されています。</p> <p>次に、茄子作地区の都市計画の原案について御説明します。図面右側は、茄子作地区の位置を地図上に赤丸で示しております。当該地は、図面下側に広域幹線道路である第二京阪道路が整備された地域です。赤枠は市街化区域に編入する区域、青枠が土地区画整理事業区域です。画面中央に、必要な都市計画手続の内容を示しています。まず、大阪府が定める都市計画ですが、茄子作地区も村野駅西地区と同様に区域区分の変更を行うこととしております。</p> <p>次に、本市が定める都市計画ですが、青枠の区域について、土地区画整理事業の決定を行います。土地区画整理事業を含めた赤枠の区域について、良好な土地利用を誘導するために、用途地域をピンク着色の準工業地域、青色着色の工業地域に設定することとし、併せて準防火地域、地区計画、生産緑地地区を定めることにより、良好な市街地の形成を促進することとしております。土地利用は、図面下側の広域幹線道路である第二京阪道路の交通利便を生かし、産業、商業系施設を計画されており、図面上、右側の一部に、住宅系の土地利用を計画されています。</p> <p>次に、今後の予定について御説明します。本年 12 月に市民説明会を開催した後、都市計画原案の閲覧を行い、公聴会の開催を予定しております。その後、令和 6 年 4 月頃に都市計画の案の縦覧、7 月から 8 月頃に本審議会及び大阪府都市計画審議会へ付議し、御承認いただければ、9 月頃には都市計画の決定及び変更の告示を行う予定としております。</p> <p>以上で、報告案件 2 「村野駅西土地区画整理事業及び茄子作土地区画整理事業等の都市計画について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま事務局より説明のありました報告案件、2 つの土地区画整理事業ですが、これにつきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。マイクをお持ちしますので挙手をお願いします。</p> <p>村野駅西地区に質問させていただきたいんですけども、これ見た感じだと駅前にロータリーみたいなものがないです</p>
岡会長	
山野委員	

	<p>ね。駅のロータリーがない状態になってて、駅に送り迎えに来た車なんかどっかその辺の近所の住宅の生活道路に駐停車したり、あるいは駐停車しなくても来た方向に折り返すときに生活道路を使って車が折り返したりすることで将来的に問題にならないかな、と不安に思いながら聞いていたんですけどもこの辺はいかがですか。</p>
友田市街地開発課長	<p>検討途中でございますけれども、新たにつくる区画の道路の幅員等をそれぞれの住宅系のところの幅員の幅であるとか、幹線となる車が通過するようなところのあの道路の幅員とかそういうところを検討している状況です。駅前ロータリーの設置の予定はございませんで、その代わりですね、公園のある駅前街区って言われるところの駅からメイン通りになるようなところについて、一定の幅員を設けて車道と歩道の形態の間に、もうひとつ停車帯っていう形で設けて、ここに送り迎えをするような方々をいったん停車していただいて、いわゆるキスアンドライドみたいな形を検討されている状況でございます。</p>
山野委員	<p>この辺の交通量とかちょっとわからないもので、ロータリーを作るほどの交通量もないのかなと思いつつ聞いていたんですけども。</p>
友田市街地開発課長	<p>地区がこういった形の地区になりますので、それほど大きな交通量の発生が見込めないっていうところで、地域の方々が利用される中で駅前ロータリーじゃなくて、送り迎えの対応ができるような形で考えられているということでございます。これから具体的な検討に入っていくような形で聞いております。</p>
岡崎委員	<p>村野駅のあたりなんですけれども、とっても道が狭くて村野駅は片方でしか駅を降りる方向がありません。片方から降りて反対側に行くには踏切を渡らないといけない状況にあります。そういうなかでせつかくこういう風にやられるのであれば、ちょっと京阪さんとも話して、両方に改札をつけるとかそういう問題を解決しない限り、あそこの道路はとっても狭い道路なので危険やと思っています。まして、支援学校がありますし、よく車が狭い踏切を横断してますので、そのあたりも含めて検討の余地があるんじゃないかなという風に思っています。</p>
友田市街地開発課長	<p>御意見ごもつともな話でして、今、準備組合さんっていうの</p>

	<p>が地域の方々に組織を作って検討されているという中で、地域の方も府道の狭さ、現状を把握された中で今回新たにこういった区画整理事業をする際には、駅の改札をぜひとも作ってほしいというようなこともありまして、この組合の中で京阪電鉄さんとも話されて、まちづくりとともに新たな改札に向けて協議をしているような状況でございます。新たな改札ができますと、支援学校の方にも今まで府道の方を歩いて踏切を渡っていた動線が、あらたな改札ができることによって危険のリスクを減らしていくというようなことで検討進められているということでございます。</p>
<p>岡市委員</p>	<p>私の方から茄子作の方でちょっと1点ほどお話ししたいことがあります。土地利用計画図（案）というところで、青色で示されている土地区画事業区域ですね、この白の部分が3つほどあると思うんですけど、1ページ前の方に移動しますと準工業地域にここも入る色づけされているんですけども、土地区画整理に入らないけれども、ここは準工業地域に入れるという意味でいいんですかね。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>区域区分、地区計画の基本的な考えでもあるんですけども、道路でありますとか河川でありますとか地形地物を境として区域を設定するっていうことになっておりますので、こういった区域設定となっております。</p>
<p>岡市委員</p>	<p>それともう1点なんですけども、先ほどの杉の方でもちょっとお話をさせていただきましたけども、ここ茄子作も第二京阪道路沿いにあたることになりまして、ここ見てますと工業地域と準工業地域に入れるっていうことなんですけども、皆様御存じのように星田の方で物流倉庫、大きいのが2つ建ってます。これによって第二京阪も交差点も大渋滞起こしています。その辺しっかりと、今後、組合さんがあることなんですけれども、周辺の道路の整備ってところも含めてしっかりと考えていかなければ、渋滞の多いまちとなってしまいますので、しっかりと検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p>
<p>堤委員</p>	<p>先ほどの杉のところも併せてなんですけども、杉地区とこの村野駅西と茄子作地区っていう、この農地が大幅に減っていくと思うんですけど、この3つの事業でどのくらいの農地っていうのがなくなるのかっていうのを教えてください。</p>

堀井都市計画課長	<p>まず先ほどの杉地区につきましては、地区計画区域に含まれる農地が約 2.5 ヘクタールとなっております。村野駅西及び茄子作地区につきましては、現時点におきまして、継続する農地につきましては、準備組合によります土地利用の意向調査でありますとか個別ヒアリング等の結果から、村野駅西地区につきましては、現状の 10 ヘクタールから約 1 ヘクタール程度になると、それから茄子作地区につきましては、現状 16 ヘクタールあるものから約 2 ヘクタール程度になるという風に聞いております。ただし、他地区でも事業が進むにつれまして、将来的な利用も考慮して農業継続を希望される方が減少していくという風な傾向があることから、準備組合では一定それらを見込んだ現在の土地利用計画（案）としているというように聞いております。</p>
堤委員	<p>後継者の問題とか様々あると思うんですけども、農地、枚方市内全体で 580 ヘクタールくらいと聞いているので、約 4 パーセント、5 パーセント近くが一気になくなるということで、枚方市のこれから開発が進んでいくことによってこういう都市計画が進められるんですけども、一方で農地をある程度どこまで残していくか、そういうところをしっかりと枚方市としては考えていくことが、まだ乱開発までは言いませんけれども、必要があれば後継者の問題を解決していくとかそういう施策も打っていく必要性があるので、農地っていうのが本当にこんなに減っていくっていうのでびっくりなんですけども、枚方市としては農地をどれくらい残していくかっていう計画もね、しっかり持っていたきたいなという風に思います。</p>
堀井都市計画課長	<p>農地を守っていくということについては、大変重要な取組であると考えております。今、農業部局の方におきましても地域計画と言いまして、市街化調整区域が対象なんですけども、その農地の所有者の方の意向を確認してですね、農地を守っていくという取組もなされてますので、そういったところも含めまして、情報共有を図りながら取り組んでいきたいと思っております。</p>
山條委員	<p>堤委員ありがとうございます。そういう御意見、大変ありがたい受け止めました。この両地区で大分減るんですけど、とりあえずは確認として組合事業の区画整理、公共ではないと、2</p>

堀井都市計画課長	つともそういうことでよろしいですね。区画整理の決定をして、地区計画も被せていくということでございましょうか。
山條委員	その通りでございます。
友田市街地開発課長	農地はどれだけ残すのかという御質問があったわけですが、やはり水の問題がございまして、わたしども開発された横で農地をしておりますと色んな水のトラブルがございまして、従来やっておりました農地に必要な水の水位にクレームをつけられるとか色んなことがございます。先ほどの調整池というのは大変ありがたいような計画やと思っておりますが、この土地にはそういうものはありませんですね、計画としては。
山條委員	茄子作地区につきましては、今の図面に出ています右側のところに青い色で塗られているところが調整池の予定で計画をつめているところでございます。
友田市街地開発課長	もうひとつ村野地区なんですけども、茄子作地区と同じように調整池のところ塗られてないんですけども、今、考えられているのは公共施設、サプリ村野のところの下にこのエリアの下流に負荷をかけないような形で調整池を予定しているというようなことを考えております。
山條委員	それは地下式という形で地区計画において確保するということですか。
友田市街地開発課長	そういうことです。両地区ともそういう形になります。
山條委員	両方とも今後また確定前の案を見させていただきますので、用意されるということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。要するに寝屋川かどっかでは開発したら必ず上は公園みたいですけども、その下に調節池というのを設けるような制度があるようございまして、枚方市は開発に関してそういう水害対策ですか、そういう制度が整ってないんですよ。ちょっとそのあたりも今後、農地に限らず市街地整備に関してはよろしくお願ひしたいなと思ひます。以上でございます。
岡会長	調整池は開発の要件になっていますよね。
堀井都市計画課長	ある一定の面積以上については調整池を設けることになっ

山條委員	<p>ております。</p> <p>何平方メートルですか。</p>
堀井都市計画課長	<p>今回の開発は、1ヘクタール以上です。</p>
奥野委員	<p>同じような観点から質問なんですけど、調整池についてなんですけど、なんでこちらの村野の方にはないのかなというのは思っていたんですが、ただ今のお話であれば公共施設であるサプリのところには雨水貯留層ですかね、地下かなんか考えていくってことなのかなと思うんですが、その場合に誰が設置する形になるのかなって、今、聞かせてもらった中で教えてください。農地がね、ほんとにどうなるのかな、村野はそんなに減らないのかなと思ったんですけども、先ほどの話であれば随分と減少するということから、開発に伴って失われる保水機能っていうのを担っていかないといけない役割っていうのは求められているのかなって思いますので、そのところ誰が誰の責任でどこに設置するのかっていうのは明確に書いとかないといけないかなと思いますので、そちらの方もお願いいたします。</p>
友田市街地開発課長	<p>調整池の設置はどこがするのかっていう形になるんですけども、今、土地区画整理事業という形で取り組もうとされておりまして、組合施行というところになりますので、まだ先のお話になりますけどもこの全体のまちづくりとしては組合が施行するという形になりますので、調整池の方も組合が設置するという予定になっております。</p>
奥野委員	<p>杉であったり、茄子作であったりっていうのはそうなのかなって、調整池っていう区分、ただ今の御説明の中でね、その公共のサプリ村野の地下にっていう形になったので、その場合であっても組合施行する形で設置可能ということで認識させていただいてよろしいんでしょうか</p>
友田市街地開発課長	<p>当然、設置自体は組合になるんですけども公共施設として設置をするので、その辺のつなぎとかいうのは今後も我々が入って組合の方と調整するっていう形で、一方的に組合さんに任せるわけじゃなくて、当然、間に入って調整するっていうのも必要かなって思っております。</p>

<p>奥野委員</p>	<p>わかりました。よろしく申し上げますということと、やっぱりどこに保水機能が担保されるのかなっていうのがこの絵の中ではわかりにくいかと思imasuので、そういったことがあるならばここは地下にっていう形のこととか、どこかに記される形のほうが説明責任っていう観点ではいいのかなと思imasuしたので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>岡会長</p>	<p>市街化区域内の農地についてはやかましく言えるのですが、生産緑地の解除についてはこの会議でもよく話題になるんですけど、調整区域の農地につきましては何かこう忘れ去られているというか、ほんと大事なことなんですけれども、また近年この農地のところって水が湧くところにもともと農地があるところで、そこを住まいにすることによって色んな災害も発生していますので、そのあたりもよく考えて安全なまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。今日のいろいろ出ました御意見、十分反映させていただいて、次の御提案にいただけたらと思います。</p> <p>本日の報告案件につきましては、引き続き、審議を深めていきたいと思imasu。</p> <p>続きまして、議事次第3. その他につきましては、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>堀井都市計画課長</p>	<p>その他について御説明申し上げます。今年度の都市計画審議会の開催につきましては、本日を含め3回を予定しております。第2回の開催につきましては、本年11月13日14時より、この同じ場所ですね、第3委員会室にて予定しております。また、第3回の開催につきましては、年明け2月から3月頃を予定しております。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私御多忙とは存じますが、御出席をいただきますようよろしくお願いいたします。以上、その他でございます。</p>
<p>岡会長</p>	<p>以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。本日もたくさん御意見を出していただけて良かったと思imasu。ありがとうございました。</p> <p>それでは、傍聴人が退場するまでの間、しばらく休憩とします。傍聴人の方は、係員の指示に従って、退場してください。</p>

	(暫時休憩・傍聴人退場)
岡会長	再開いたします。 ほかに、事務局よりありますか。
堀井都市計画課長	ございません。
岡会長	それでは最後に、枚方市を代表しまして、中村都市整備部長より閉会の御挨拶をお願いいたします。
中村都市整備部長	<p>令和5年度第1回枚方市都市計画審議会の閉会にあたりまして、一言、御挨拶の方を申し上げたいと思います。</p> <p>本日、お諮りさせていただきました「東部大阪都市計画地区計画の決定」につきまして、慎重な御審議を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。併せて御承認いただきまして誠にありがとうございます。また、御報告させていただきました区域区分及び用途地域の一斉見直し並びに村野駅西土地地区画整理事業等の都市計画につきましても貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。今後、さきほども説明ありましたけれども都市計画公聴会並びに縦覧等の都市計画手続を進めた後にですね、あらためて本審議会にお諮りさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>最後となりますけれども、委員の皆様方におかれましては、残暑厳しい折でございます。どうぞ御自愛くださいますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。</p>
岡会長	以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しましたので、閉会とします。

令和5年度第1回枚方市都市計画審議会議長